

## 産廃許可審査基準チェックリスト

1. その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして次の基準に適合するものであること。

(1) 施設に係る基準 ア 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。 イ 家畜の死体の収集又は運搬を業として行う場合には、当該産業廃棄物の腐敗の進行を防止する保冷車その他の運搬施設を有すること。 ウ 運搬車（保冷車を含む。）及び運搬船については、その施設に係る継続的な使用権限があること。	□
(2) 申請者の能力に係る基準 ・(財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物の収集及び運搬に関する講習会を修了した者であること	□

2. 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

ア 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合	□
イ 法、浄化槽法、施行令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、又は刑法第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の3（凶器準備集合等）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合	□
ウ イに掲げる法令に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合	□
エ その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合	□

3. 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集又は運搬（積替保管を含まない場合に限る。）を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(1) 営業実績が3年以上ある法人の場合、次の各号のいずれかに該当すること。

①直前3年の各事業年度における経常利益金額等（損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額をいう。以下同じ。）の平均額が0以上である。	□
② 直前事業年度における経常利益金額等が0以上である。	□
③ 直前事業年度において債務超過でない。	□

(2) 営業実績が3年以上ある個人の場合、次の各号のいずれかに該当すること。

①直前事業年度において資産の額が負債の額以上である。	□
② 直前3年のうち少なくとも1年分は所得税を納付している。	□

(3) 営業実績が3年未満の法人及び3年未満の個人の場合

収支計画に基づく経営診断書を申請書に添付し、今後5年以内に健全な経営の軌道に乗ることが証明できる。	□
---	---